

福島市PPP／PFI手法導入 優先的検討ガイドライン

平成29年2月 福島市

【目 次】

1	ガイドライン策定の目的とPPP／PFIの概念	1
2	対象となる公共施設等	2
3	優先的検討の開始時期	3
4	優先的検討の対象とする事業	3
5	PFI等活用可能性事前協議フロー	4
6	ガイドラインの進め方と庁内体制	5
7	対象とするPPP／PFI手法	6
8	適切なPPP／PFI手法の選択	7
9	簡易な検討	8
10	詳細な検討	9
11	留意事項等	9

1 ガイドライン策定の目的とPPP/PFIの概念

(1) ガイドラインの目的

本市ではこれまで、福島市総合計画後期基本計画の実現に向けた効率的な行財政運営の推進のため、外部委託の推進や公共施設などの総合的かつ計画的な管理を進めております。

今般、内閣府より「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(※1)が示され、PPP、すなわちPFIや指定管理者制度など、行政と民間が連携してそれぞれお互いの強みを活かすことによって、質の高いサービス提供をより少ない財政支出によって実現していくことが一層重要となっております。

本ガイドラインは、内閣府指針とPFI法(※2)などの趣旨に基づき、また福島市公共施設等総合管理計画の基本方針等も踏まえながら、公共施設等の維持管理や修繕、更新、施設の複合化等での新設等において、市民サービスの向上、事業の効率化及び財政負担の縮減や平準化、ひいては新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図ることを目的として、PFIなど民間事業者のもつ資金やノウハウの活用を優先的に検討するための手続きを定め、平成29年4月1日より運用します。

※1：平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定／以下「内閣府指針」

※2：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）

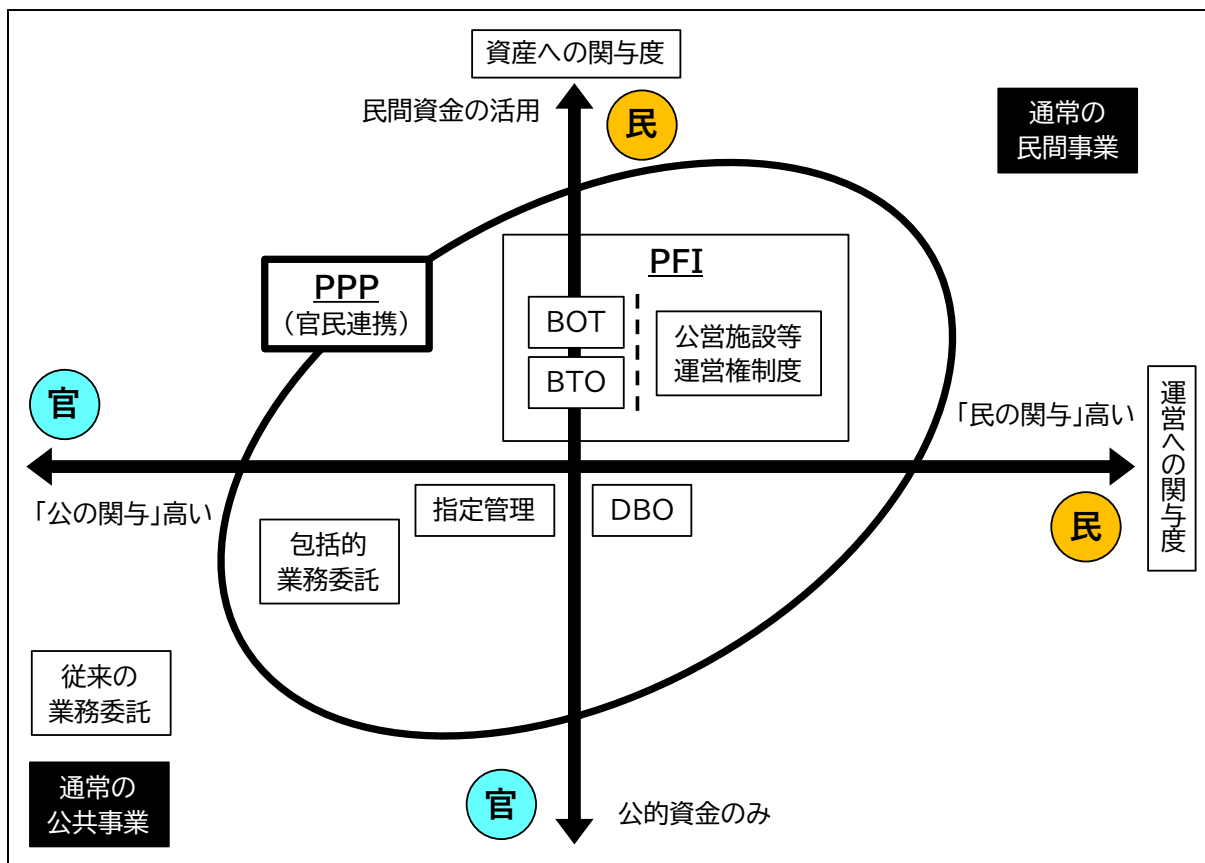
(2) PPP (*Public Private Partnership*) とは

PPPとは、PFIや指定管理者制度など、行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るものです。

(3) PFI (*Private Finance Initiative*) とは

PFIとは、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を行うことにより、質の高いサービスをより少ない財政負担で提供するものであり、PFI法に基づき実施されます。

【PPP/PFIの概念図】



2 対象となる公共施設等

本ガイドラインにおいて対象となる公共施設等は、PFI法第2条第1項により定められているもののうち、事業の性格から、民間資金・能力活用基準を満たすものとして内閣府指針等が示す以下の公共施設とします。

- (1) プラント 水道浄水場、下水污泥有効利用施設等
- (2) 利用料金を徴収する施設 水道、下水道等

なお、「内閣府指針」には内閣府が示す「PPP/PFI手法優先的検討規程策定の手引き」等の内容を含みます。

3 優先的検討の開始時期

本ガイドラインにおける優先的検討の開始時期は、以下のとおりとします。

(1) 簡易な検討

- | |
|---|
| ① 新たに公共施設等の整備等を行うための基本計画等策定の着手前（※3）
② 公共施設等の運営等の見直しを行う場合 |
|---|

※3：基本計画等とは、施設の「現状の整理、導入機能と面積、配置計画、規模、整備手法、管理運営計画等、施設整備に関する検討」を含む計画又は調査とします。

(2) 詳細な検討

基本計画等の策定に合わせて、事業手法等の検討に関する調査である「PFI等導入可能性調査」を詳細な検討として行い、結果を基本計画等に反映させます。

4 優先的検討の対象とする事業

本市では、内閣府指針等に基づき、次の（1）から（3）の全てに該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とします。

- | |
|--|
| (1) 公共施設整備事業に該当すること。（施設の維持管理・修繕・更新・複合化のための新設を含む）
(2) 公共施設整備事業で、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果（民間資金・能力活用基準に基づく効果）が認められること、又は民間の提案を求める余地があること。
(3) 事業費基準を満たすこと。
①設計と建設を含む施設建設費が概ね10億円以上のもの。
②維持管理費、運営費が単年度で概ね5千万円以上のもの。
なお、上記に示す事業費未満であっても、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理についてはPPP/PFI手法の活用について検討を行うことができるものとします。 |
|--|

【対象事業の例外】 次に掲げる公共施設整備事業は優先的検討の対象から除きます。

- ① 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ② 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ③ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

【対象事業の確認方法】

- ① ガイドライン担当（財産マネジメント推進課）から全庁への照会等による確認
- ② 庁内関係各課の情報共有
⇒財産マネジメント推進課、政策調整課、財政課、公共建築課等

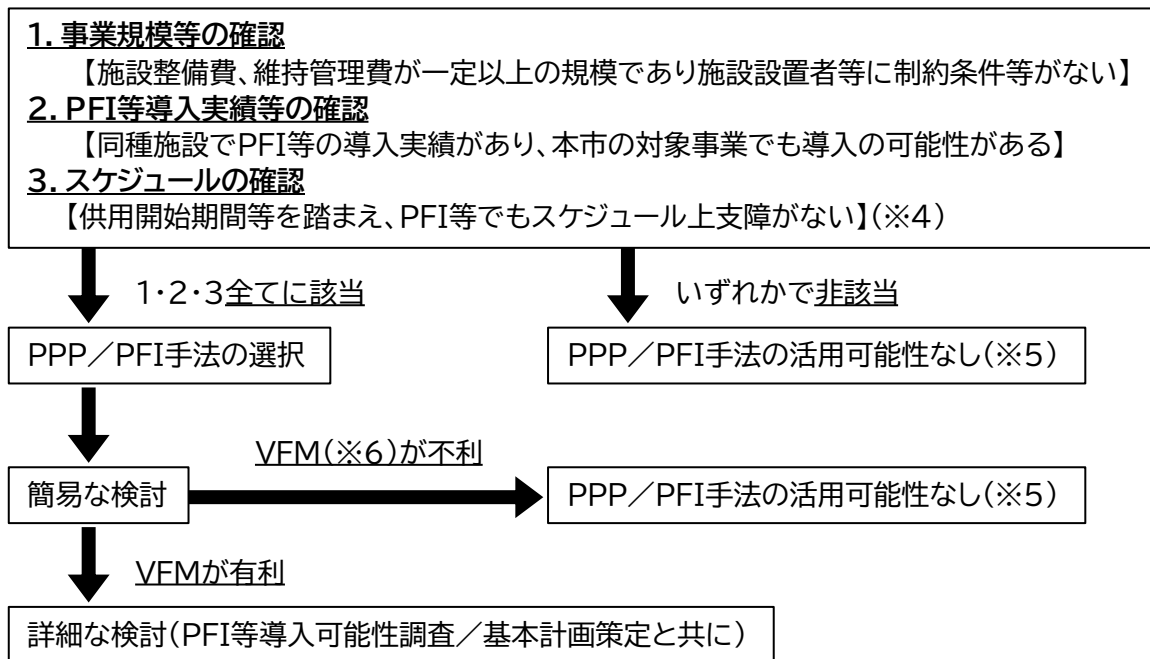
5 PFI等活用可能性事前協議フロー

内閣府指針で、優先的検討の対象を「民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業」、すなわち

①「PFI事業としての実績が多く、費用の削減が期待できる建築物又はプラントの整備等に関する事業」

②「費用の削減又は収入の増加が期待できる利用料金の徴収を行う公共施設整備事業」としているため、「簡易な検討」に進む前提として、施設担当課は以下のフローに沿って、対象事業についてのPPP/PFI手法の活用可能性をガイドライン担当（財産マネジメント推進課）と事前協議します。「PPP/PFI手法の活用可能性あり」と判定された場合、適切と思われるPPP/PFI手法を選択し、「簡易な検討」へ進みます。

PPP/PFI等活用可能性事前協議フロー



※4：想定されるスケジュールの例

内閣府指針等には、基本計画着手から契約までの概ねのスケジュールについて、通常のPFI手続で約50ヶ月、簡易化した手続で約32～38ヶ月と示されています。

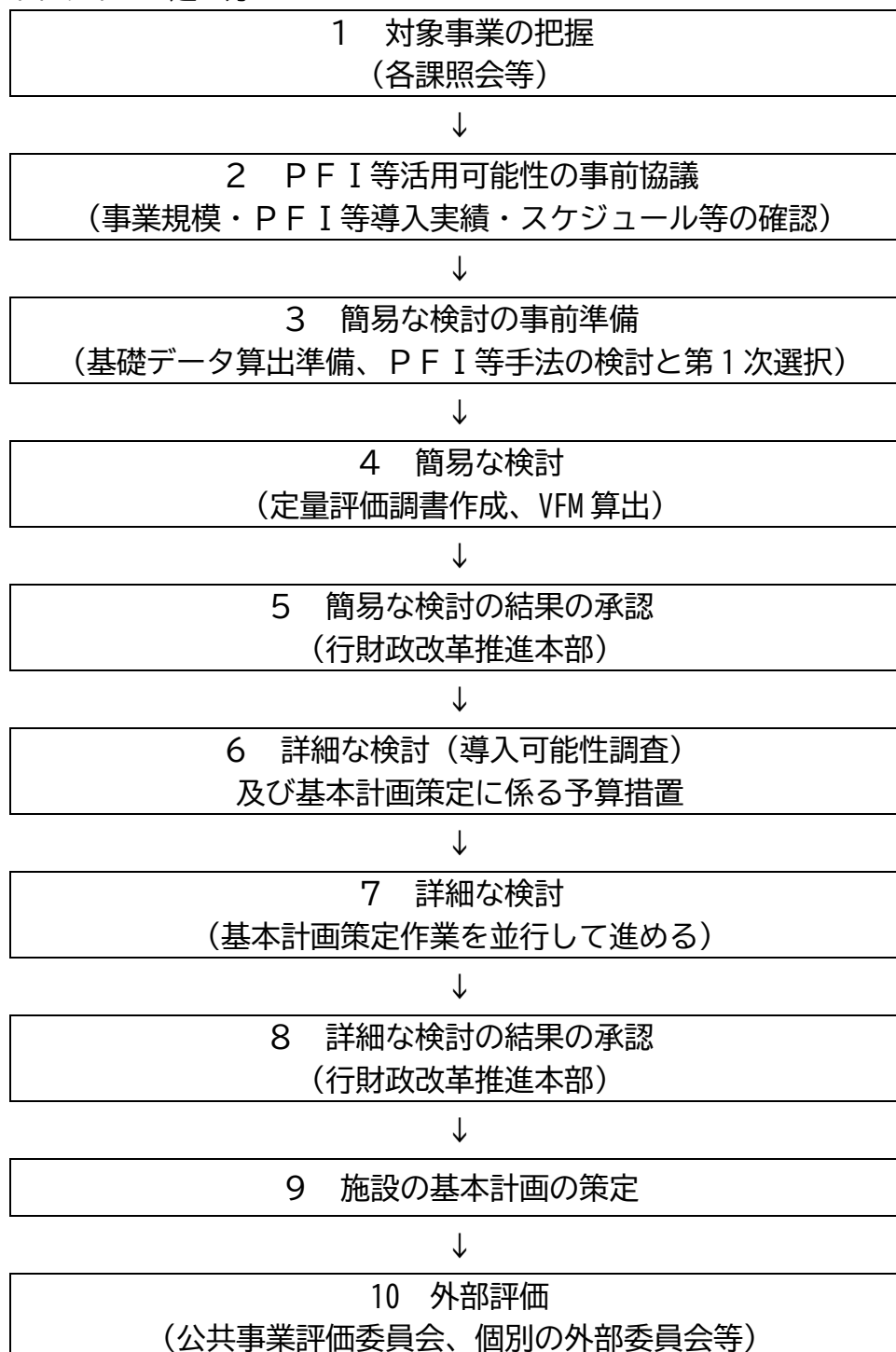
個別の事業の状況により必要な期間も変動するため、施設（事業）ごとのスケジュールを他市事例の参照や内閣府等からの助言のもと設定する必要があります。

※5：「PFI等の活用可能性なし」の場合の説明は施設担当課が行います。

※6：VFM (Value For Money)：事業をPFI等で実施することによる効果を金銭価値で算定したもの。

6 ガイドラインの進め方と庁内体制

(1) ガイドラインの進め方



(2) 導入主体（施設担当課）【フロー全般】

簡易な検討、詳細な検討、PPP/PFI手法の導入や実施は、当該事業を所管する施設担当課が主体となり行います。

随時、関係各課（財産マネジメント推進課、政策調整課、財政課、公共建築課等）は、情報共有、並びに必要な応じて施設担当課への支援を行います。（例：簡易な検討時の基礎データ算出準備、単価等の確認等）

(3) 行財政改革推進本部（庁内決定機関）【フロー：5、8】

行財政改革推進本部で「簡易な検討」「詳細な検討」結果の協議、承認を行います。

7 対象とするPPP/PFI手法

本ガイドラインの対象とする主なPPP/PFI手法は次に掲げるものとします。

(1) 民間事業者が「公共施設等の設計」、「建設又は製造」及び「運営等」を担う手法

①PFI手法のもの

BTO方式（建設 Build－移転 Transfer－運営等 Operate）

BOT方式（建設 Build－運営等 Operate－移転 Transfer）

BOO方式（建設 Build－所有 Own－運営等 Operate）

RO方式（改修 Rehabilitate－運営等 Operate） など

②PFI手法でないもの

DBO方式（設計 Design－建設 Build－運営等 Operate） など

(2) 民間事業者が「公共施設等の設計」、「建設又は製造」を担う手法

BT方式（建設 Build－移転 Transfer） など

(3) 民間事業者が「公共施設等の運営等」を担う手法

公共施設等運営権方式、指定管理者制度、長期・包括委託 など

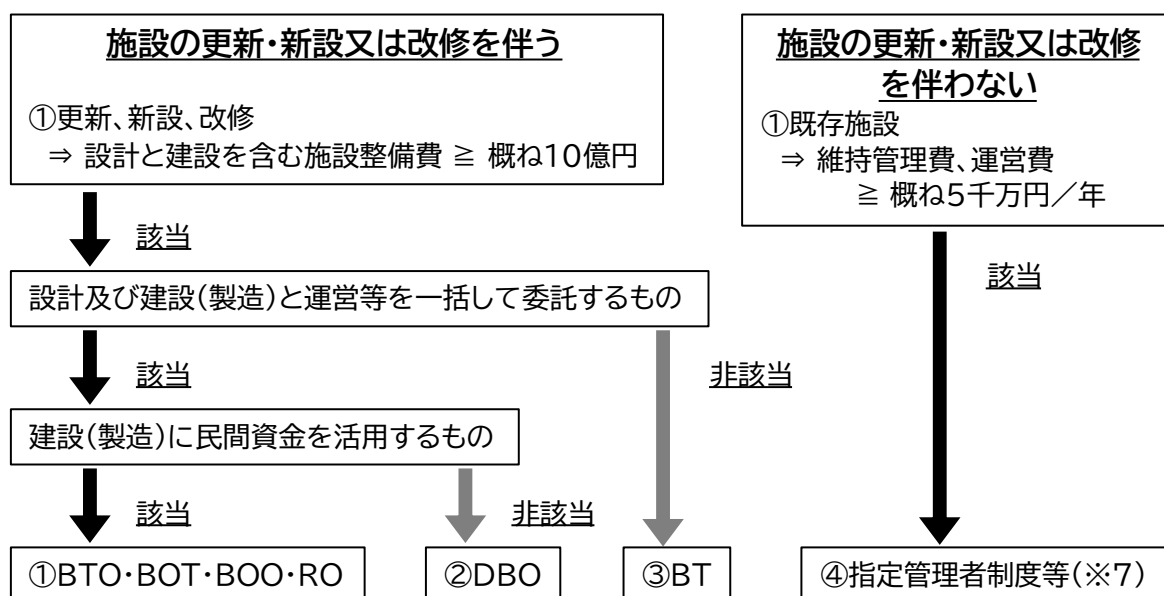
8 適切なPPP/PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

本市では、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、「簡易な検討」に先立って、内閣府指針等に基づき、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとします。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できることとします。

採用手法選択フロー



※7：「公の施設」については、本市の指定管理者制度に関する基本方針に基づき検討します。なお、他の施設についても見直しが必要な時期に、公共施設等運営権制度、包括的民間委託等の手法も含め、導入の可能性について個別に検討します。

9 簡易な検討

P F I等活用可能性事前協議を経て、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業を対象として、V F Mの観点から、外部委託業者（コンサルタント）等の手によることなく、内閣府が示す基準により算出し庁内で算定評価します。

(1) 算定基準

本市では、内閣府が示す基準（※8）及び国債の平均金利や市場金利等を踏まえながら、自ら公共施設等の整備等を行う従来手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとします。

なお、複数の手法を選択する場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用② 公共施設等の運営等の費用③ 民間事業者の適正な利益及び配当④ 調査に要する費用⑤ 資金調達に要する費用⑥ 利用料金収入 |
|---|

※8：算定にかかる基準は内閣府の「PPP／P F I手法導入優先的検討規定策定の手引き（別紙2-1から別紙5）」に準拠します。

(2) 「簡易な検討」の結果の捉え方

① V F Mが有利な場合

⇒ P P P／P F I手法の活用可能性ありと判断し、基本計画策定と共に詳細な検討（＝P F I等導入可能性調査）へ進みます。

② V F Mが不利な場合

⇒ P P P／P F I手法の活用可能性はなしと判定します。

(3) 「簡易な検討」の公表

V F M等費用総額の比較による評価の結果、P P P／P F I手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項をそれぞれ次に定める時期に市ホームページで公表するものとします。

① P P P／P F I手法を導入しないこととした旨、その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項

【時期】 P P P／P F I手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

② P P P／P F I手法簡易評価調書の内容の結果

【時期】 入札手続の終了後等適切な時期

10 詳細な検討

(1) 評価基準

本市では、PFI等活用可能性事前協議、並びに「簡易な検討」においてPPP/PFI手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、基本計画等の策定に際し、「詳細な検討」すなわち「PFI等導入可能性調査」をあわせて行います。

詳細な検討では、専門的な外部コンサルタントを活用し、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を詳細に評価します。評価結果は、施設等の基本計画等に反映します。

(2) 検討項目等

詳細な検討においては、内閣府指針や他市の事例に基づき検討項目を設定します。

(3) 「詳細な検討」の公表

VFM等費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項をそれぞれ次に定める時期に市ホームページで公表するものとします。

①PPP/PFI手法を導入しないこととした旨、その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項

【時期】PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

②PPP/PFI手法簡易評価調書の内容の結果（詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの）

【時期】入札手続の終了後等適切な時期

11 留意事項等

(1) 留意事項

本市では、内閣府指針等に基づき、PPP/PFI手法の職員への周知及び研鑽の推進に努めます。

(2) ガイドラインの運用等について

このガイドラインは、平成29年4月1日より運用します。

なお、このガイドラインは、制度の改正や国や他地方公共団体等の動向等を踏まえ、適宜見直しを行います。

平成29年2月6日策定（総務部行政経営課）

平成29年4月1日改訂（財務部財産マネジメント推進室）

平成31年4月1日改訂（財務部財産マネジメント推進室）

令和4年4月1日改訂（財務部財産マネジメント推進課）

令和5年4月1日改訂（財務部財産マネジメント推進課）